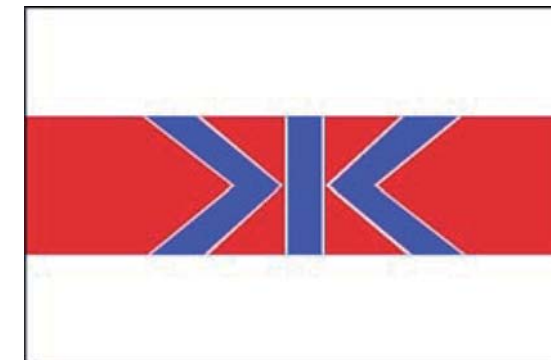


水産庁の 漁業取締り

漁業取締本部
(水産庁資源管理部漁業取締課)



水産庁

<http://www.jfa.maff.go.jp/>

漁業取締本部はこちら

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/torishimari/torishimari2.html>

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
Tel.03-3502-8111(代表)





水産庁の漁業取締り

水産庁は、農林水産省の外局として、水産資源の適切な保存及び管理、水産物の安定供給の確保を図ること等を任務とする国の行政組織です。その任務を達成するため漁業取締りを行っており、捜査機関として「漁業に関する法令」に特化した司法警察権も有しています。

我が国では、1996年7月20日に「海洋法に関する国際連合条約」(国連海洋法条約)が発効し、同日、排他的経済水域 (EEZ) を設定しました。

これを踏まえ、国連海洋法条約を基礎として、1999年1月に「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定(新日韓漁業協定)」が、2000年6月には「漁業に関する日本国と中華人民共和国との協定(新日中漁業協定)」が発効した結果、従来ロシア漁船に加え、韓国・中国漁船が我が国の許可を受けて操業することになりました。近年では、東シナ海で勢力を増加してきた中国漁船が北部太平洋公海の我が国EEZ外縁線付近にまで

多数進出していること、日本海大和堆周辺水域では北朝鮮漁船等が多数確認されるなど、我が国周辺水域における外国漁船の操業は活発化・広域化しています。

また、我が国漁船については、近年、漁業者以外による密漁事件が増加しており、中でも反社会的勢力による密漁行為は社会問題化しています。それを受けて、2018年の漁業法改正では密漁に対する罰則が強化されました。

このような状況の下、違反を取締り、漁業秩序及び安全な操業環境を維持する漁業取締りは重要性を増しています。

水産庁では、我が国周辺水域の水産資源の保存管理と漁業操業秩序の維持を目指し、今後も海上保安庁や関係都道府県等と連携して厳正に漁業取締りを行っていきます。

水産庁の漁業取締り

取締体制

水産庁では、本庁及び全国7カ所の漁業調整事務所等（*沖縄は内閣府沖縄総合事務局）に40隻を超える漁業取締船と取締航空機を配備し、我が国周辺水域や遠洋漁場の取締りを実施しています。近年、我が国周辺水域における外国漁船の違反操業が悪質化・巧妙化・広域化しており、水産庁の漁業取締体制の強化を図ることが喫緊の課題となっていることから、2018年1月に、水産庁長官を本部長、各漁業調整事務所長を支部長とする水産庁漁業取締本部を立ち上げる等の組織整備を行い、本部長による一元的な指揮命令の下でより迅速かつ強力な対応を実施していくこととしました。また、2019年4月には、本庁に漁業取締課を設置しました。



- 札幌支部（北海道漁業調整事務所）
〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎
Tel.011-709-2382
- 仙台支部（仙台漁業調整事務所）
〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第三合同庁舎
Tel.022-291-2774
- 新潟支部（新潟漁業調整事務所）
〒950-0909 新潟市中央区八千代1-5-15
Tel.025-248-3303

- 漁業取締本部（水産庁資源管理部漁業取締課）
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
Tel.03-3502-0942
- 境港支部（境港漁業調整事務所）
〒684-0034 鳥取県境港市昭和町9-1 境港港湾合同庁舎
Tel.0859-44-3682
- 神戸支部（瀬戸内海漁業調整事務所）
〒650-0024 神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎
Tel.078-392-2284
- 福岡支部（九州漁業調整事務所）
〒812-0031 福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎
Tel.092-273-2005
- 内閣府沖縄総合事務局（林務水産課）
〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館
Tel.098-866-0031
- 水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部
〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎1号館
Tel.098-988-1916

水産庁の漁業取締船・取締航空機

水産庁では令和6年4月時点で官船（※1）9隻、用船（※2）37隻の漁業取締船と4機の取締航空機を全国に配備し、昼夜問わず我が国周辺水域の漁業取締りを実施しています。

漁業取締船は、荒れた海況の下でも、最前線での取締活動に従事することから、代船の建造（※3）や、放水銃の強化、防弾化など、装備の充実を図り取締体制を強化しています。

- ※1・・・国が所有する漁業取締船
- ※2・・・民間船を民間乗組員付きで借り上げ、漁業監督官が乗船して取締りを実施する漁業取締船
- ※3・・・建造してから年数が経った船を新しく造り直し更新したもの



東光丸 (2,071t)



白竜丸 (1,598t)



白嶺丸 (913t)



白鷗丸 (499t)



白鷗 (149t)



取締航空機（ジェット機）

水産庁の漁業取締装備

漁業取締船の主な設備

取締業務用として、最新鋭の監視カメラ、探照灯、電光表示装置、長距離音響発生装置、取締艇、放水銃等を装備し、船内には取締室も設置しています。



監視カメラ付探照灯



長距離音響発生装置(※)
(※)高い指向性を持ち、遠くまで音声を届ける設備。退去警告等に用いる。



電光表示装置



漁業取締船照洋丸



放水銃



取締艇



取締艇揚降装置で吊り上げられる取締艇

漁業監督官の装備

漁業監督官は、職務上、違反漁船への立入検査等を行う場合があることから、ヘルメットや防弾防刃救命胴衣、特殊警棒など、特殊な装備を着用しています。



【主な特殊装備品】

- ヘルメット
 - ・ 投石など飛来物から頭部を保護
 - ・ 軽量化による機動力の確保、通気性に優れ長時間の装着が可能
- 防弾防刃救命胴衣
 - ・ 一体型であり装着が容易
 - ・ 高い防護性能(日本警察仕様)
- 特殊警棒
 - ・ ジュラルミン製で高強度
 - ・ 3段式の伸縮仕様で携行が容易
- 盾
 - ・ 耐弾性能
 - ・ 明瞭で広い視野を確保し、上半身を充分に防護



特殊装備品を着用して中国漁船を追跡する漁業監督官

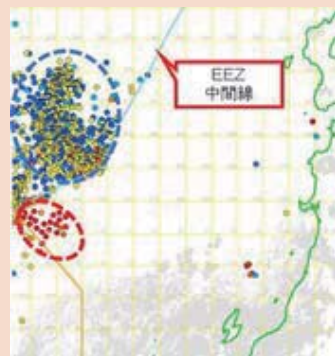


特殊装備品を着用してロシア漁船へ立入検査に向かう漁業監督官

漁業取締りの 主な海域別の活動内容

我が国周辺には様々な漁場があり、我が国漁船のみならず外国漁船も入漁して操業を行っています。海域が異なると獲れる魚も異なり、漁船の操業形態も異なるため、水産庁の漁業取締りは海域ごとに活動内容が異なります。

日本海大和堆周辺等



・我が国のイカ釣り、カニかご漁船等の操業の安全を守るため、北朝鮮及び中国漁船に対して退去警告・放水措置等を行い侵入を抑止

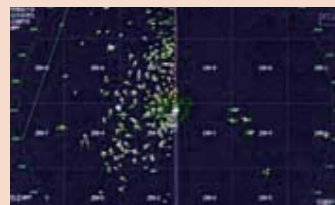
令和元年9月の漁船等の状況(※)

(※)赤点線で囲われた点が我が国漁船
青い点線で囲われた点が我が国の許可を持たない外国漁船

九州・山陰

・日中、日韓漁業協定に基づく許可を受けて操業する中国底びき網、韓国イカ釣り等漁船が操業条件等に従い適切に操業を行っているか、許可を受けていない漁船が操業していないか確認・取締り(※)

(※)令和2年1月現在、中国・韓国ともに、協定に基づく中国・韓国漁船への入漁許可は行われていない



東シナ海における中国漁船の操業状況(※)

(※)中央から右が我が国の許可が必要な水域

沖縄周辺

・日台民間漁業取決めに基いて操業する台湾はえ縄漁船がルールを遵守し適切に操業を行っているか確認
・台湾漁船等による違法操業の取締り



オホーツク海域

・外国カニかご漁船による違法操業の取締り
・違法に設置されたカニかご漁具の押収(漁具押収とは→P.13)

根室海域

・ロシアトロール漁船による違法操業の防止
・日露間の漁業協定を遵守するよう、我が国漁船を監督・指導

太平洋

・日ソ地先沖合漁業協定に基づいて操業するロシアトロール漁船が操業条件等に従い適切に操業を行っているか確認・取締り
・北太平洋漁業委員会(NPFC)で定められた保存管理措置が遵守されているか確認
・外国漁船の我が国EEZへの侵入抑止



三陸沖で操業するロシアトロール漁船

瀬戸内海

・ナマコ、サザエなどの磯根資源を乱獲する潜水器密漁の取締り
・その他小型機船底びき網漁船など各府県の漁船等の指導監督及び取締り



小型機船底びき網漁船に接舷し、捜査中の漁業取締船

小笠原諸島

・平成26年秋、多数の中国サンゴ船が我が国水域で違法に操業を行ったため、取締りを実施(近年はほとんど見られていない)



漁業取締船によるサンゴ船排除活動

我が国周辺における 漁船の操業状況

日本漁船

我が国の漁業は、大臣許可漁業等の農林水産大臣が管理をするものと、知事許可漁業等の都道府県知事が管理するものに大別されます。

これら漁業には、資源の保護・管理及び漁業調整を目的とした種々の操業規制が課せられており、その遵守状況を確認し、規制の実効を担保するため、漁業取締りを行っています。



山口県沖の日本海で操業する大中型まき網漁船

外国漁船

① ロシア漁船

日ソ地先沖合漁業協定に基づき、北海道から三陸沖の我が国EEZ内で、大型トロール漁船等に我が国政府が許可をし、操業を認めています。



太平洋(北海道、三陸沖)で操業するロシア大型トロール漁船

② 韓国漁船

日韓漁業協定に基づき、九州西方から山陰沖の日本海などの我が国EEZ内で、底びき網漁船、はえ縄漁船、まき網漁船、イカ釣り漁船等に我が国政府が許可をし、操業を認めています。

また、日本海の一部と東シナ海の一部には、相手国の国民及び漁船に対して自国の漁業関係法令を適用しない「暫定水域」が設けられ、両国の漁船が相手国の許可を受けることなく操業しています。



東シナ海で操業する韓国はえ縄漁船

③ 中国漁船

日中漁業協定に基づき、九州西方及び日本海の我が国EEZ内で底びき網漁船、イカ釣り漁船に我が国政府が許可をし、操業を認めています。

また、東シナ海の中央部には「暫定措置水域」等が設けられ、両国の漁船が相手国の許可を受けることなく操業しています。

その他、2014年秋頃には小笠原諸島周辺水域に多数のサンゴ船が、2015年頃からは北太平洋の公海において漁獲能力の高い灯光敷網漁船等が多数確認されるなど、中国漁船は我が国周辺水域での操業を増大・広域化させています。(サンゴ船については、2015年以降はほとんど確認されていません。)



東シナ海で操業中の中国大型トロール漁船



東シナ海で確認された中国イカ釣り漁船

④ 台湾漁船

日台民間間で締結された漁業取決めに基づく操業ルールの下で台湾はえ縄漁船が操業しており、その取決めに我が国政府は尊重しています。

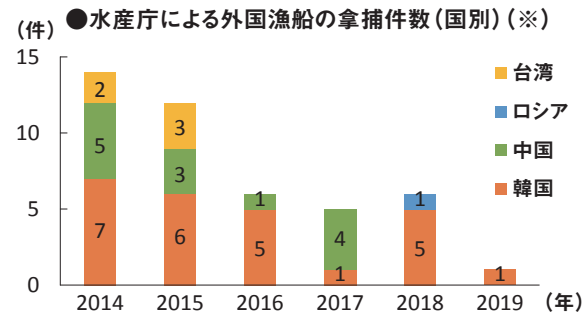


沖縄北方海域で操業中の台湾はえ縄漁船

違反の現状と取締りの実績

外国漁船の取締り

近年、外国漁船による違法操業は悪質化・巧妙化しています。漁業取締船の隙をうかがって侵入し、政府間漁業協定等に反して曳網したり漁具を設置したりするなどの無許可操業を行う事案が発生しています。また、漁業取締船による検査を拒否し、逃走するといった事例もみられます。



逃走するなどして拿捕に至らなかった漁船については、相手国政府に対して外交ルート等により通報し改善措置や厳重処分を要請するとともに、許可船であれば操業許可の取消等の厳しい処分を科しています。

※韓国・中国との漁業交渉が合意に至っておらず、韓国漁船には2016年7月から、中国漁船には2017年6月から我が国EEZでの二国間協定に基づく操業の許可を出していないため、立入検査は減少しており、このことが近年の外国漁船拿捕件数の減少にもつながっています。



韓国漁船に移乗する漁業監督官



拿捕された韓国漁船と漁業取締船「白鷗丸」



漁業取締船の接近をいち早く察知しようとレーダーマストを高くしている韓国漁船



押収した韓国カニかご漁具と漁獲物

日本海大和堆周辺水域等における外国漁船対応状況



【大和堆とは】

能登半島の北西の日本海中央部に位置する楕円形をした堆(海山)で、最も浅い水域は水深250メートル前後。海底地形の影響を受けた複雑な海流による上昇流があり、日本海における好漁場。

日本海の大和堆周辺水域等は、我が国の漁業者によりイカ釣り漁業、カニかご漁業、底びき網漁業が行われており、重要な漁場となっていますが、近年、特にイカの漁場が形成される6月から12月にかけて、違法操業を目的として我が国水域に侵入しようとする外国漁船が確認されています。

このような状況に対応するため、水産庁は、我が国漁船の安全操業の確保を第一に、イカ釣り漁業の漁期が始まる5月から漁業取締船を日本海の大和堆周辺水域等に重点的に配備し、海上保安庁巡視船と連携しつつ、放水等の厳しい措置により、これらの外国漁船を我が国水域から退去させています。

また、これらの外国漁船が退去する際に放棄した漁具(流し網)の回収にも努めています。

令和元年の1年間に水産庁が実施した外国漁船に対する退去警告隻数は、延べ5,122隻です。そのうち、延べ1,590隻に対して放水措置を実施しました。

年	退去警告延べ隻数(うち放水措置)		
	北朝鮮漁船	中国漁船	合計
令和元年	4,007隻(1,171隻)	1,115隻(419隻)	5,122隻(1,590隻)
平成30年	5,201隻(1,986隻)	114隻(72隻)	5,315隻(2,058隻)



北朝鮮漁船に対して放水を行う漁業取締船



北朝鮮木造漁船



北朝鮮漁船が放棄した漁具の回収を行う漁業取締船



回収した漁具(流し網)

立入検査

立入検査は、我が国EEZ内で操業を許可された漁船を主な対象として、洋上の漁船に乗り込んで、漁獲物の種類や量、操業日誌の記載状況、使用している漁具の状態等を確認し、許可の内容等の

の遵守状況を確認する行為です。
立入検査により違反が発見されることも多く、大事な取締活動の一つとなっています。



三陸沖でロシア大型トロール漁船に乗り込む漁業監督官



東シナ海で韓国はえ縄漁船に乗り込む漁業監督官



ロシア大型トロール漁船の漁獲物の計量検査



ロシア大型トロール漁船内の加工設備の検査



中国底びき網漁船の漁具の目合い(網目の大きさ)検査

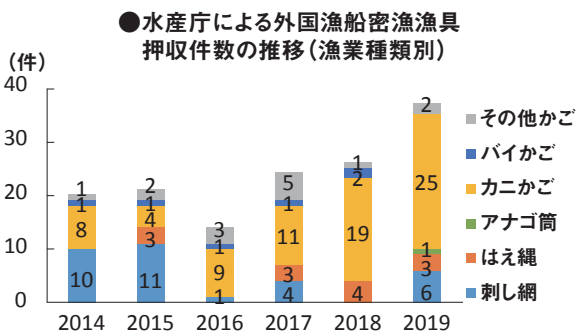
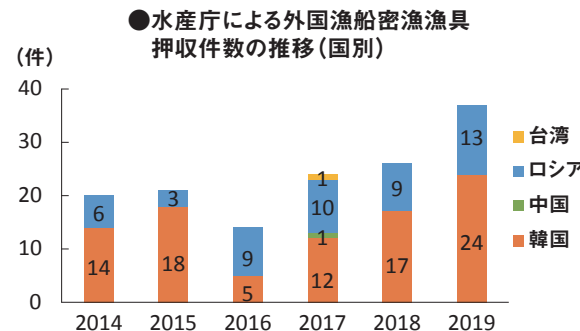


ロシア大型トロール漁船の船倉内の漁獲物検査

漁具押収

我が国EEZ内の好漁場では、外国漁船により違法に漁具(密漁漁具)が設置される事例が後を絶ちません。

水産庁では、そのような漁具を発見した場合、裁判所に対して令状を請求し、当該令状に基づいて漁具を押収しています。



北海道沖で違法に設置されたカニかご漁具の押収



九州沖で押収したタコかご



揚収した密漁漁具の漁獲物を海中へ還元



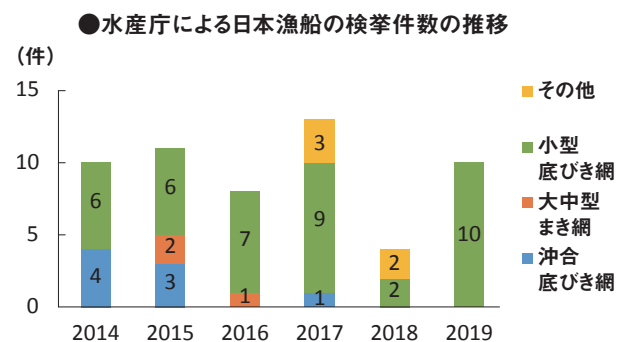
保管中の押収した密漁漁具

違反の現状と取締りの実績

日本漁船の取締り

水産庁では、我が国漁船については、大臣許可漁業を中心に、違反操業抑止及び操業秩序維持を目的とした取締りを行っています。また、沿岸域では、近年、アワビ、ナマコ等のいわゆる磯根資源に対す

る反社会的勢力等による密漁行為が社会問題化しており、都道府県水産部門など各機関による取締りが行われていますが、特に瀬戸内海においては、水産庁も関係府県と連携し、取締りにあたっています。



小型機船底びき網漁船の違法操業の現認



捜査のため、小型機船底びき網漁船に接近する漁業取締船



捜査のため、小型機船底びき網漁船に乗り込む漁業監督官



被疑者に事情聴取を行う漁業監督官



実況見分を行う漁業監督官

関係国との協議 関係機関との連携

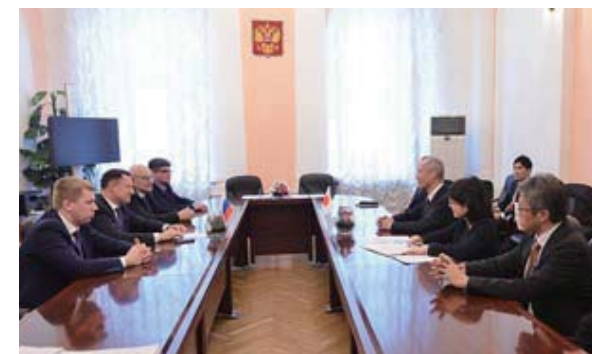
関係国との協議

水産庁では、関係国との間で漁業に関する協議を実施しています。二国間の関係(ロシア・韓国・中国)では、双方のEEZの相互入漁等について協議す

るための委員会や、違反漁船に係る情報交換及び違反操業の再発防止に向けた取組みを推進するための漁業取締実務者による会合を開催しています。



日中漁業共同委員会(2016年 廈門)



日ロ漁業委員会(2019年 モスクワ)

地域漁業管理機関との連携

複数の国の海域や公海を回遊・生息する水産資源の保護・管理のため、地域漁業管理機関(RFMOs: Regional Fisheries Management Organisations)が設けられています。

水産庁ではこれら条約水域における違法操業を根絶するため、加盟国間で情報交換を緊密化するなど協力関係を強化し、また条約水域への漁業取締船の派遣も行っています。



北太平洋漁業委員会(NPFC)(2019年 東京)



北太平洋溯河性魚類委員会(NPAFC)(2019年 ポートランド)

**関係国との協議
関係機関との連携**

海上保安庁との連携強化

悪質化・広域化している外国漁船の違反操業問題に対処するため、水産庁と海上保安庁がより一層連携を強化し、効率的かつ効果的な取締りを実施することが求められています。このことから、両

庁本庁間では、2005年より定期的に外国漁船取締対策会議を開催しており、また、各地方部局間でも会議や合同訓練の実施、情報共有が推進されるなど、連携の強化を図っています。



(上、下左) 海上保安庁等との外国漁船を想定した合同訓練 (2015年 小笠原 父島)



(下右) 連携して北朝鮮漁船を排除する漁業取締船と巡視船 (2018年 大和堆周辺水域)
※左奥が海上保安庁巡視船、手前左が北朝鮮漁船、右が水産庁取締船

災害時の支援活動

大規模災害が発生した際、水産庁の漁業取締船は、関係機関との連携のもと、支援活動を行っています。

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、海上保安庁と連携し、被災現場で捜索活動を行いました。また、岩手県釜石港や宮城県石巻港を拠点に、自衛隊と協力して、食料、医薬品、軽油、A重油

などを輸送しました。

2018年7月に発生した西日本の豪雨災害では、被災者への生活支援として、離島地域において給水活動を実施しました。

また、2018年9月16日に発生した胆振東部地震では、釧路港へ支援物資や発電機などを届けました。



支援物資の受け取りを待つ車両



漁業取締船から支援物資を陸揚げ



被害状況の聞き取り



発電機の積み込み

発電機



水タンクをクレーンで積み降ろし



漁業取締船の給水活動